

学校いじめ防止基本方針

盛岡市立向中野小学校
平成27年3月改正

I はじめに

<改正の経緯>

平成25年6月28日に「いじめ防止対策推進法」が公布され、9月28日に施行された。それを受けて、平成26年1月28日付文書で、岩手県教育委員会から「学校いじめ防止基本方針」策定のポイントが示された。また、平成26年5月23日付の盛岡市教育委員会の通知により、文部科学省から示された「重大事態」の対処について、自校の対処の在り方についても、同法に則った対応となっているかの確認を求められている。さらに、平成26年9月には、盛岡市及び盛岡市教育委員会から「盛岡市いじめ防止等のための基本的な方針」（以下、「市基本方針」という。）が示された。

本校では、平成26年2月20日に、「いじめ防止プロジェクト～スマイル・スクール構想（子どもたち全員が笑顔で登校する学校づくり計画）」として、「学校いじめ防止基本方針」を策定し取り組んできたが、策定後に示された通知や「市基本方針」等を受け、この度、本校の「学校いじめ防止基本方針」を見直し、改正することとした。

この改正により、いじめ防止の基本方針や取り組み内容・方法等をより明確にし、計画的・組織的にいじめの未然防止や児童の実態に即した指導や支援を一層推進していくこととする。

なお、改正に当たっては、岩手県教育委員会から示された「策定のポイント」等の資料を参考にした。

<参考> 県教委から示された「策定のポイント」より

- 1 「いじめ防止対策推進法」において学校に義務づけられていること
 - 「学校いじめ防止基本方針」の策定
 - 「いじめ問題への対策のための組織」の設置
- 2 「学校いじめ防止基本方針」に盛り込むべき内容
 - いじめ防止基本方針策定に当たっての学校の考え・方向性
 - いじめの防止等の対策のための組織・校内体制
 - いじめの未然防止の取組
 - いじめの措置（早期発見のための取組・発見後の解決に向けた対応）
 - 重大事態への対応について
- 3 「いじめ防止等の対策のための組織」について（法 第22条）
- 4 いじめの認知について（法 第2条）
- 5 重大事態への対応について（法 第28条）
- 6 「ネットいじめ」について

II いじめの防止等のための対策に関する基本的な考え方

1 いじめ問題に対する基本的な考え方

いじめは、人として生きることの権利を侵害する行為であり、いかなる理由があっても許される行為ではないことを全教職員が認識し、未然防止、早期発見、組織的な対応を行っていく。

学校におけるいじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるものであり、不登校や自殺などを引き起こす背景ともなる深刻な問題である。また、ゲーム機やパソコン、スマートフォンなどのインターネットを介した、いわゆる「ネット上のいじめ」は、いじめを一層複雑化、潜在化させており、校内外を問わずに対策を講ずべきものであり、家庭や関係機関等と連携を図りながら解決にあたる必要がある。

また、学校におけるいじめ問題は、学校が一丸となって組織的に取り組むことを第一義とし、家庭、地域及び関係機関等の協力を得ながら進める。また、校外における問題についてもアンテナを高くし、情報収集に努めるとともに、問題発見時には、家庭、地域及び関係機関等と連携を図りながら、早期解決を図るように努める。

2 いじめ問題に対する学校の取組の方向性

本校の学校教育目標は、「やりぬく子ども」の育成であり、
 かしこい あたま （知：よさを認め合う子ども）
 やさしい こころ （徳：相手の立場を思いやる子ども）
 つよい からだ （体：目標に向かって努力し続ける子ども）

の「知・徳・体」の調和のとれた児童の育成を旨として、教育活動を展開していく。

また、本校は校訓に「宝積」（人に尽くして見返りを求めない）を掲げ、『宝積の心』をもった人づくりを旨としている。

学校教育目標の実現、『宝積の心』をもった人づくりは、まさに一人一人がよさを認め合い、互いを尊重しながら、学び続ける子どもの姿であり、「いじめをしない」「いじめを許さない」学校や社会の実現につながっていくものである。

さらに、学校と地域と家庭が一体となって取り組む、児童が安全で安心して暮らせる学校、児童の笑顔があふれる学校の実現を旨とする『スマイル・プロジェクト』も組織されており、「いじめ根絶」への取り組みについても連携を強化しながら進めていく。

3 いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」第2条

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

なお、「盛岡市いじめ防止等のための基本的な方針」には、欄外に「※なお、個々の行為が『いじめ』に当たるか否かの判断は、いじめられた児童生徒の立場に立って行うこと。」と明記されており、本校も同様の判断によるものとする。

4 いじめ防止等のための校内組織

いじめを「つぐらなない」「みのがさない」ために、本校に「いじめ防止等対策委員会」（以下「対策委員会」と表記）を設置する。

(1) 「対策委員会」の構成

委員長	校 長	委 員	教務主任，学年主任，教育相談担当， 養護教諭，特別支援コーディネーター， スクールカウンセラーなど
副委員長	副校長		
事務局長	主幹教諭		
事務局	生徒指導主事（記録）		

※対応策を協議する等、必要に応じて担任や関係機関のメンバーを加える。

(2) 組織の位置づけ及び所掌内容

「対策委員会」は、「いじめの未然防止」，「いじめの早期発見・早期対応等」を実効的かつ組織的に行うための組織であるとともに、重大事態が発生した場合には、その調査も行う組織として位置づける。

- 1 学校いじめ防止基本方針に基づく取り組みの実施
- 2 年間計画の作成
- 3 いじめの相談・通報の窓口
- 4 いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録
- 5 情報の共有化
- 6 いじめが疑われる情報を把握した際の迅速な対応及び保護者等との連携
 - ・迅速な情報共有
 - ・事実関係の聴取
 - ・指導，支援体制及び対応方針の決定 等
- 7 重大事態発生時の調査の実施及び保護者，関係機関等との連携
- 8 その他

5 重大事態への対処

いじめにより，次のような疑いがあった場合は，個々のケースについて，その内容を十分に把握した上で重大事態かどうかを判断し，教育委員会に報告し，指示を受ける。

＜重大事態として判断するもの＞

- (1) 児童が自殺を企図した場合
- (2) 身体に重大な傷害を負った場合
- (3) 金品等に重大な被害を被った場合
- (4) 精神性の疾患を発症した場合
- (5) 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされた場合

6 具体的な取組内容 ※別紙（主幹教諭と生徒指導主事で作成したものとの整合性等を図る）

- (1) 年間計画の作成
- (2) 未然防止の取組
- (3) 早期発見の取組
- (4) いじめに対する措置
- (5) 再発防止の取組

7 いじめ発生時の組織的対応

※別紙

8 留意点（項目名 検討中）

【参考資料】

- いじめのサイン
 - ・いじめられている児童のサイン
 - ・いじている児童のサイン

【いじめ防止プロジェクト～スマイル・スクール構想（改訂版）】

6 具体的な取組内容

(1) 年間計画の作成

＜平成29年度年間計画＞

月	取組内容（主担当）	備 考
4	○「学校いじめ基本方針」の内容の確認（対策委員会） ○相談窓口について児童，保護者に周知（対策委員会） ○児童会運営部による「いじめ0宣言」（児童会担当）	・職員会議時に共通理解を図る ・保護者宛文書の作成 ・児童総会時に全校に提案
5	○「人間関係プログラム」授業の実施（学年・担任）	・学級活動に位置付ける
6	○スマイルアンケート（生徒指導主事） ○いじめ0宣言自己評価（児童会担当） ○教育相談週間（教育相談担当）	・児童による主体的な取組を促す ・相談室，相談箱の周知を図る
7	○アンケート結果の検証・共有（生徒指導主事） ○現職研修（対策委員会，研究主任）	・対策委員会において検討 ・夏季休業中に研修日を設定
8		
9	○「人間関係プログラム」授業の実施（学年・担任）	・学級活動に位置付ける
10		
11	○スマイルアンケート（生徒指導主事） ○いじめ0宣言自己評価（児童会担当） ○教育相談週間（教育相談担当）	・児童による主体的な取組を促す ・相談室，相談箱の周知を図る
12	○全教職員による取組評価（対策委員会） ○アンケート結果の検証・共有（生徒指導主事）	・取組の評価と改善を図る ・対策委員会において検討
1		
2	○スマイル発表会，宝積集会（各担当）	
3	○「学校いじめ基本方針」の見直し（対策委員会）	
年間	○全校朝会における校長講話（校長） ○心の日の取組（生徒指導主事） ○社会体験，体験活動の充実（学年） ○教科授業，道徳教育の充実（学年・担任，研究主任）	

(2) 未然防止の取組

- ①わかる授業づくり，すべての子供が参加・活躍できる授業の工夫
- ②友人関係，集団づくり，社会性の育成や自己有用感の獲得につながる社会体験交流活動の充実
- ③礼儀正しく規律ある生活態度の育成（スマイルルール10の習慣化）

【未然防止のための具体的な取組】

《学校》

- ・豊かな心の育成を目指した全校的な取組の計画と実施
（全校朝会，全校宝積デー，毎月の「心の日」）
- ・児童会活動による主体的な取組（運営部による「いじめ0宣言」とその評価）
- ・校内研修，相互の授業参観等を通じた教職員の資質能力向上のための取組
- ・発達段階に応じた系統的な「人間関係プログラム」授業の計画と実施

《各学年》

- ・学年経営を通して目指す子供像の設定
- ・日常的な授業実践とその交流
- ・受容的な雰囲気をもった学級づくりの実践とその交流

(3) 早期発見の取組

- ①些細な変化（サイン）を見逃さない，見逃さない校内体制づくり
- ②実効性のある情報収集・共有方法の構築
- ③情報に基づいた迅速・適切な組織的対応

【具体的な取組】

《学校》

- ・定期的なスマイルアンケートの実施と調査結果の分析，共有
- ・個別面談の実施　・相談箱の設置と活用

《各学年》

- ・スマイルアンケートの結果に基づいた目標の設定と取組
- ・日常的な子供への関わりを通じた信頼関係の確立

(4) いじめに対する措置

- ①正確な情報の確認
- ②組織による諸情報の整理と方向性の確認
- ③誠意ある対応・適切な事後措置

【具体的な取組】

《学校》

- ・複数体制による詳細の聞き取りや事実確認
- ・対策委員会における情報の整理と事後指導・対応の方向性の確認
- ・全校体制による問題の解消（保護者対応）

《各学年》

- ・学年体制による被害児童のケアと加害児童・学年（学級）全体への指導

(5) 再発防止の取組

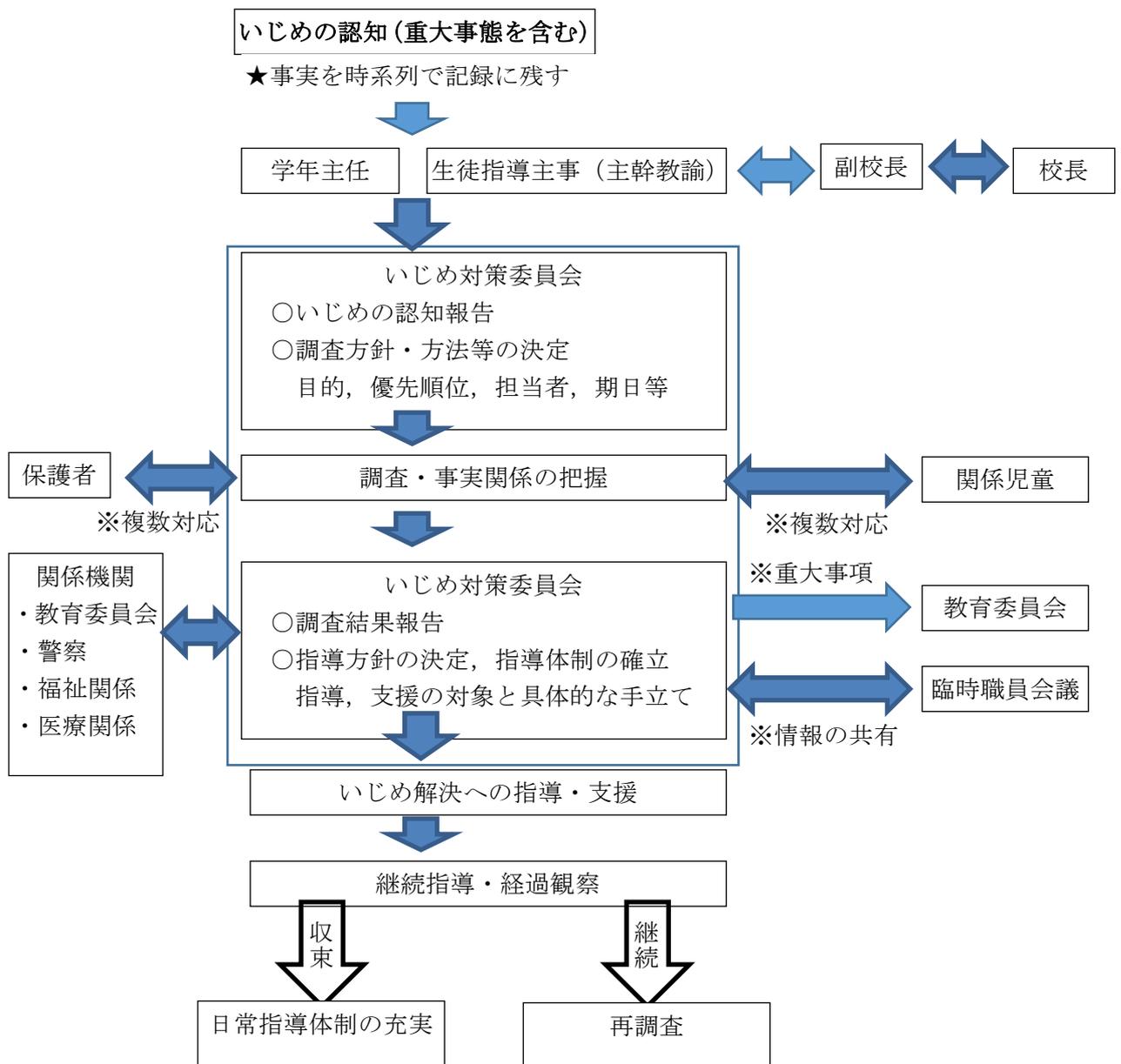
- ①組織的な見守りの継続
- ②いじめ事案の検証と必要な対策の検討

【具体的な取組】

《学校》

- ・当該集団が好ましい集団生活を取り戻すまでをめぐにした見守りの継続
- ・いじめ事案の検証，心理や福祉の専門家及び関係機関等への相談を通じた，同様事案の再発防止のための対策の検討と実施

7. いじめ発生時の組織的対応



8. 留意点

- (1) 教師の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動が、子供を傷つけたり、他の子供によるいじめを助長したりする例も見られるので注意が必要である。
- (2) どの子供も、いじめの加害者にも被害者にもなりうることについて家庭や地域の理解を得て、子供の様子の変化を注意して見守り、相談等があった場合は速やかに学校に連絡する等、協力して解決に向けて取り組もうとする体制作りに努める必要がある。

【参考資料】

いじめのサイン（「岩手小学校いじめ防止基本方針 平成26年4月1日策定」より）

○いじめられている児童のサイン

場面	サイン
登校時 朝の会	遅刻・欠席が増える。その理由を言わない。 教員と視線が合わず、うつむいている。 体調不良を訴える。 提出物を忘れてたり、期限に遅れる。 担任が教室に入室後、遅れて入室してくる。
授業中	保健室、トイレに行くようになる。 教材等の忘れ物が目立つ。 机の周りが錯乱している。 決められた座席と異なる席についている。 教科書やノートに汚れがある。 突然、個人名が出される。
休み時間等	給食や配膳の際にいたづらをされる。 昼食を教室の自分の席で食べない。 用のない場所にいることが多い。 ふざけ合っているが表情がさえない。 衣服が汚れていたりしている。 一人で清掃している。
放課後	慌てて下校する。または、用もないのに学校に残っている。 持ち物がなくなったり、用もないのに学校に残っている。

○いじめている児童のサイン

※いじめている児童がいることに気がついたら、積極的に児童の中に入り、コミュニケーションを増やし、状況を把握する。

サイン
教室等で仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている。 ある児童にだけ、周囲が異常に気を遣っている。 教員が近づくと、不自然に分散したりする。 自己中心的な行動が目立ち、ボスの存在の児童がいる。

○教室でのサイン

サイン
嫌なあだ名が聞こえる。 席替えなどで近くの席になることを嫌がる。 何か起こると特定の児童の名前が出る。 筆記用具等の貸し借りが多い。 壁等にいたづら、落書きがある。 机や椅子、教材等が乱雑になっている。